

袖ヶ浦市地域防災計画 (案)

＜第2編 地震・津波編＞ 第4章 災害復旧計画

(令和3年度改訂)

地震・津波編

目 次

第4章	災害復旧計画	1
第1節	公共施設の災害復旧 《各部班》	2
1	実施責任者	2
2	災害復旧事業の種類	2
3	激甚法による災害復旧	3
4	市の措置	3
第2節	民生安定計画 《総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）》	6
1	被災者に対する支援の情報の提供等	6
2	住宅の確保	6
3	雇用機会の確保	7
4	義援金品の受付及び配分	7
5	その他の生活確保	8
第3節	経済秩序安定計画 《財政部、市民子育て部、福祉部、環境経済部》	10
1	税等の徴収猶予及び減免	10
2	個人被災者への資金援助等	11
3	中小企業及び農林業者への支援	19
4	流通機能の回復	19
第4節	津波災害復旧対策 《総務部、環境経済部、都市建設部》	21
1	河川管理施設	21
2	海岸保全施設	21
3	津波災害廃棄物処理	21
第5節	生活関連施設等の復旧計画《環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団》	22
1	水道施設	22
2	下水道施設・農業集落排水施設	23
3	電気施設	23
4	ガス施設	23
5	通信施設	24
6	道路施設	24
第6節	激甚災害の指定 《各部班》	26
1	激甚災害に関する調査等	26
2	特別財政援助額の交付手続	27
第7節	復興計画 《総務部、都市建設部》	28
1	災害からの復興に関する基本的な考え方	28

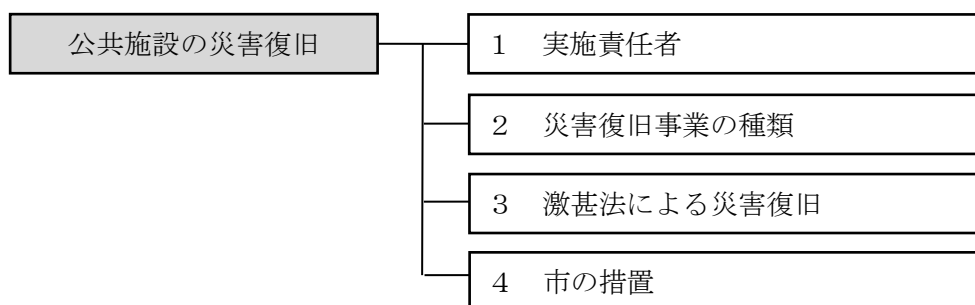
2	改良復旧.....	28
3	復興計画の策定.....	28

第4章 災害復旧計画

節	項目	担当部班等
1	公共施設の災害復旧	各部班
2	民生安定計画	総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）
3	経済秩序安定計画	財政部、市民子育て部、福祉部、環境経済部
4	津波災害復旧対策	総務部、環境経済部、都市建設部
5	生活関連施設等の復旧計画	環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団
6	激甚災害の指定	各部班
7	復興計画	総務部、都市建設部

第1節 公共施設の災害復旧 《各部班》

【 体系 】



1 実施責任者

災害により被災した公共施設の災害復旧は、施設の復旧実施責任者において早期復旧を目標にその実施を図る。

2 災害復旧事業の種類

公共施設の災害復旧事業の種類は、概ね次のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ① 河川災害復旧事業
- ② 海岸災害復旧事業
- ③ 砂防設備災害復旧事業
- ④ 林地荒廃防止施設復旧事業
- ⑤ 地すべり防止施設災害復旧事業
- ⑥ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- ⑦ 道路災害復旧事業
- ⑧ 港湾災害復旧事業
- ⑨ 下水道災害復旧事業
- ⑩ 公園災害復旧事業

(2) 農林水産業施設災害復旧事業

(3) 都市災害復旧事業

(4) 上水道施設災害復旧事業

(5) 住宅災害復旧事業

(6) 社会福祉施設災害復旧事業

(7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業

(8) 公立学校施設災害復旧事業

(9) 社会教育施設災害復旧事業

(10) 文化財災害復旧事業

(11) その他の災害復旧事業

3 激甚法による災害復旧

(1) 激甚災害の指定促進措置

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という。）の指定を受けられるよう、速やかに被害の状況を調査把握し、災害復旧事業が行われるように努める。

(2) 局地激甚災害の指定促進措置

著しく局地激甚である災害（以下「局地激甚災害」という。）が発生した場合には、激甚法の指定を受けられるよう、速やかに被害の状況を調査把握し、災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

4 市の措置

(1) 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合には、市は、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速に行われるよう努める。

(2) 資金計画

① 災害復旧資金の確保措置

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施を図る。

② 激甚法に基づく財政援助等

市において、著しく激甚である災害が発生し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を満たす場合には、災害状況等を報告し、千葉県の実施する調査に協力し、激甚災害指定の促進に努める。

なお、激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合の財政援助措置の対象は、次のとおりである。

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- | |
|--------------------------------------|
| (ア) 公共土木施設災害復旧事業（第3条1） |
| (イ) 公共土木施設災害関連事業（第3条2） |
| (ウ) 公立学校施設災害復旧事業（第3条3） |
| (エ) 公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業（第3条4） |
| (オ) 生活保護施設災害復旧事業（第3条5） |
| (カ) 児童福祉施設災害復旧事業（第3条6） |
| (キ) 幼保連携型認定こども園災害復旧事業（第3条6の2） |
| (ク) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム災害復旧事業（第3条6の3） |
| (ケ) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業（第3条7） |
| (コ) 障害者支援施設等施設災害復旧事業（第3条8） |
| (サ) 婦人保護施設災害復旧事業（第3条9） |
| (シ) 感染症指定医療機関災害復旧事業（第3条10） |

- (ス) 感染症予防事業（第 3 条11）
- (セ) 特定私立幼稚園災害復旧事業（第 3 条11の 2）
- (ソ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内）（第 3 条12）
- (タ) 堆積土砂排除事業（公共的施設区域外）（第 3 条13）
- (チ) 湛水排除事業（第 3 条14）

イ 農林水産業に関する特別の助成

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置（第 5 条）
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例（第 6 条）
- (ウ) 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助（第 7 条）
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例（第 8 条）
- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助（第 9 条）
- (カ) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助（第10条）
- (キ) 共同利用小型漁船の建造費の補助（第11条）
- (ク) 森林災害復旧事業に対する補助（第11条の 2）

ウ 中小企業に関する特別の助成

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（第12条）
- (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助（第14条）

エ その他の特別の財政援助及び助成

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助（第16条）
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助（第17条）
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例（第19条）
- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例（第20条）
- (オ) 水防資材費の補助の特例（第21条）
- (カ) り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例（第22条）
- (キ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（第24条）
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（第25条）

② その他の法律による財政援助

市は、災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案し、迅速な復旧を図る。

激甚法以外の法律等による財政援助等は、次に示すとおりである。

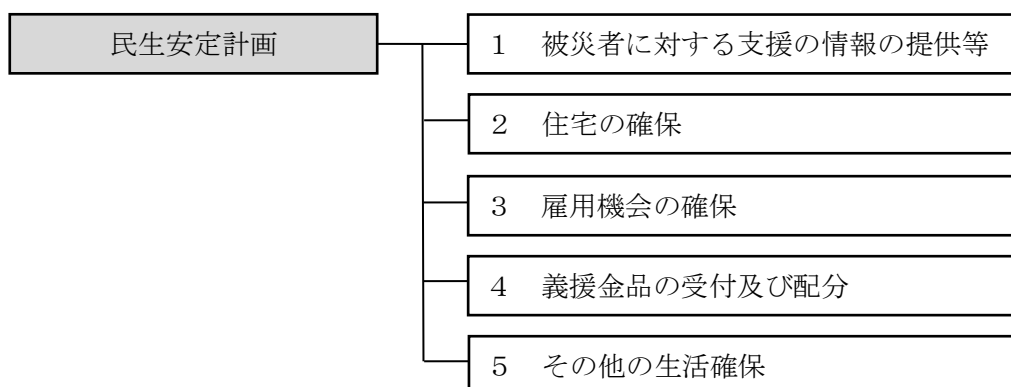
その他の法律等による財政援助等

根拠法令	財政援助を受ける事業等
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設の復旧事業
公営住宅法	公営住宅及び共同施設（児童公園、共同浴場、集会所等）の復旧事業
土地区画整理法	災害により急を要する土地区画整理事業
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症指定医療機関災害復旧事業 感染症予防事業
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害により特に必要となった廃棄物の処理に係る費用の一部
予防接種法	臨時に行う予防接種
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地、農業用施設、共同利用施設の復旧事業
水道法	上水道施設の復旧事業
下水道法	下水道施設の復旧事業
道路法	道路の復旧事業
河川法	河川の復旧事業
生活保護法	生活保護施設復旧事業
児童福祉法	児童福祉施設復旧事業
身体障害者福祉法	身体障害者社会参加支援施設復旧事業
老人福祉法	老人福祉施設復旧事業
知的障害者福祉法	知的障害者援護施設復旧事業
売春防止法	婦人保護施設復旧事業
砂防法等	土砂災害防止対策

第2節 民生安定計画 ≪総務部、財政部、福祉部、環境経済部、都市建設部、警察署、日本郵便（株）≫

被災者の住環境の改善、生活の確保等を定めることにより、民生の安定を図るための計画である。

【 体系 】



1 被災者に対する支援の情報の提供等

市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者にり災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成、活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 被災者台帳の作成及びり災証明書の交付の体制強化

市は、り災証明書の交付や被災者台帳の作成業務について、平常時から当該業務に従事する職員の育成や当該業務を支援するシステムの活用について検討するなど、市の体制強化に向けた取組みを推進する。

2 住宅の確保

(1) 計画目標

市は、公営住宅の確保や融資制度の情報を提供することにより、応急仮設住宅からの転換を図り、被災者の住環境を改善する。

(2) 対策

- ① 市は、損壊公営住宅を速やかに修繕するものとする。
- ② 市は、被害の程度に応じて被災者の住宅確保を図る。
- ③ 住宅の建設、購入、補修の融資
地震、津波等の災害によって住宅に被害を受け、自力で住宅を建設する被災者に対して、独立行政法人住宅金融支援機構による住宅資金の貸付に対する情報の提供と指導を行う。

(3) 公営住宅の建設等

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安全を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

① 公営住宅の建設等

自己の資力では、住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買収又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、市において対応が困難な場合には、知事が建設等を行うものとする。

② 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居資格を有する被災者（災害が大規模な場合において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

3 雇用機会の確保**(1) 計画目標**

災害により被害を受けた市民が、その痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

(2) 対策

- ① 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、木更津公共職業安定所を通じ、臨時職業相談窓口の設置、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施等により、早期就職の促進を図る。
- ② 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校等による訓練を実施するよう努める。
- ③ 雇用保険の失業給付に関する特例措置
災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

4 義援金品の受付及び配分

市は、一般から抛出された義援金品で市に寄託されたもの及び千葉県又は日本赤十字社千葉県支部から送付された義援金品を、確実に被災者に配分するため、物資の保管場所、事務分担等について必要な事項を定める。

(1) 義援金品の受付

- ① 一般から抛出された義援金で市に寄託されたものについては、秘書広報班が受け付ける。
- ② 千葉県又は日本赤十字社千葉県支部から送付された義援金品については、地域福祉班において受け付ける。ただし、災害の状況によっては、臨時に他の場所でも受け付ける。
- ③ 義援金品を受領したときは、寄託者に受領書等を発行する。

(2) 義援金品の配分

- ① 義援金品の配分は、被災地区における被災人員等被災状況を勘案して配分計画を立案し、被災者に配分する。
- ② 被災者への配分に当たっては、必要に応じ、日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、公平に配分する。

(3) 義援金品の保管

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 受入れた義援金は、市の「歳入歳出外現金」として保管する。② 義援品は、集積場所等に一時保管する。 |
|---|

5 その他の生活確保

(1) 日本郵便（株）

災害救助法が発動された場合、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を迅速かつ的確に実施する。

① 郵便関係

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。

② 災害時における窓口業務の維持

③ （株）ゆうちょ銀行の非常払及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(2) 労働局

- ① 地震災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市の被災

状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を図る。

- ② 地震災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、木更津公共職業安定所長を通じ、次の措置を講ずる。

ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

イ 巡回職業相談の実施

- ③ 雇用保険の失業給付に関する特例措置

地震災害により失業の認定日に出向いて行くことができない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

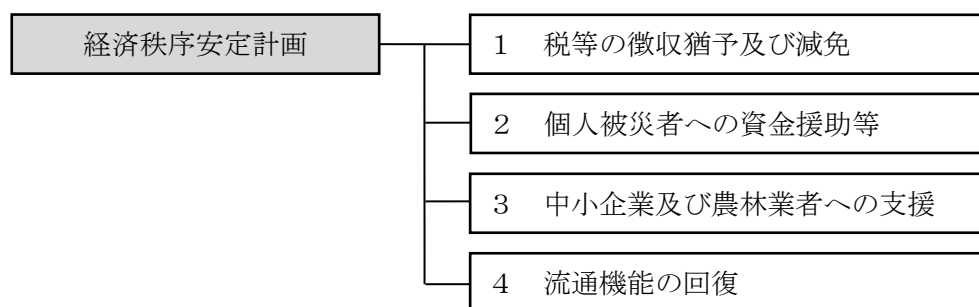
(3) 日本放送協会

日本放送協会は、災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた建物に設置された受信機による放送受信契約等について、災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。

第3節 経済秩序安定計画 ≪財政部、市民子育て部、福祉部、環境経済部≫

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう被災者に対する税等の徴収猶予及び減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の安定を図るための計画である。

【 体系 】



1 税等の徴収猶予及び減免

(1) 租税の徴収猶予及び減免

被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、国税については国税通則法又は災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律により、県税及び市税については地方税法、市税条例等により、期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適宜、適切な措置を講ずるものとする。

(2) 国民年金保険料の免除

国民年金第1号被保険者（強制加入）又はその世帯員が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、一定の期間、国民年金の保険料が免除できるとされている。

(3) 介護保険料の徴収猶予及び減免

第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に、介護保険条例により必要があると認められるときは、介護保険料を徴収猶予及び減免することができる。

(4) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

被保険者又はその属する世帯の世帯主が、災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合に、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例により必要があると認められるときは、後期高齢者医療保険料を徴収猶予及び減免することができる。

(5) 保育所等徴収金の免除

災害により被害を受けた場合、保育所、養護老人ホームその他の社会福祉施設の徴収金を負担することが困難であると認めるときは、その被害の程度に応じて減免することができる。

その他、地方公共団体の公的徴収金等については、災害により被害を受けたときは、必要に応じ、救済措置を行う。

2 個人被災者への資金援助等

(1) 災害弔慰金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び千葉県市町村総合事務組合災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年千葉県市町村総合事務組合条例第1号）に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金並びに災害援護資金の貸し付けを行う。

① 災害弔慰金

市は、災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

災害弔慰金制度の概要

対象災害	ア 市内で5世帯以上の滅失があった自然災害 イ 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が1箇所以上ある場合の災害 ウ その他、内閣総務大臣が上記と同等と認める特別の事情がある場合の自然災害
支給対象	上記の災害による死亡者又は当該災害のやんだ後、3か月以上の行方不明者
支給対象遺族	ア 死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母 イ 上記がない場合は兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）を対象とする。
支給額	ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4） ただし、県、市の負担分は特別交付税で算定される。

② 災害障害見舞金の支給

市は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治癒したとき（その症状が固定した時を含む。）に、精神又は身体に重度の障がいがある市民に対し、災害障害見舞金を支給する。

災害障害見舞金制度の概要

対象災害	災害弔慰金の支給における支給対象災害と同じ
障がいの程度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障がいを受けた者 ア 両眼が失明したもの イ そしゃく及び言語の機能を廃したもの ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

	エ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの オ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの カ 両上肢の用を全廃したもの キ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ク 両下肢の用を全廃したもの ケ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	・生計維持者が障がいを受けた場合 250 万円 ・その他の者が障がいを受けた場合 125 万円
費用負担割合	国（1/2）、県（1/4）、市（1/4）

参考：「被災者支援に関する各種制度の概要」（内閣府 R2.11）

③ 災害見舞金等の支給

市は、「袖ヶ浦市災害見舞金等給付要綱」に基づき、災害により被害を受けた被災者に対し災害見舞金、弔慰金を支給する。

「袖ヶ浦市災害見舞金等給付要綱」の概要

対象災害	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災若しくは爆発				
支給対象	ア 住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の規定により本市に記録されている者又は本市に存する建物の所有者で、災害を受けたもの イ 特に市長が必要と認めたもの				
見舞金	被害の程度			見舞金額	
	全壊及び全焼	住家	持家		100, 000円
			貸家	貸主	50, 000円
				借主	50, 000円
		非住家		20, 000円	
	半壊及び半焼	住家	持家		50, 000円
			貸家	貸主	20, 000円
				借主	20, 000円
		非住家		10, 000円	
	床上浸水	住家	持家		50, 000円
			貸家	貸主	20, 000円
				借主	20, 000円
	被災による 居住困難	住家	持家		30, 000円
			貸家	貸主	10, 000円
借主				10, 000円	
負傷（1人当たり）			10, 000円		
※家屋について支給する見舞金は、重複して支給せず、見舞金額の高い方を優先する。					

※家屋について支給する見舞金は、重複して支給せず、見舞金額の高い方を優先する。

※資料編 資料 1-7 袖ヶ浦市災害見舞金等給付要綱

(2) 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい影響を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）及び千葉県被災者生活再建支援事業実施要綱（平成29年4月）に基づき、被災者生活再建支援金を支給するものとし、市は支給申請等に関する事務を行う。

① 国の制度

国の被災者生活再建支援制度の概要

区分	基準内容
ア 対象となる自然災害	暴風、洪水、地震その他政令で定める自然災害で、次のいずれかに該当する場合 (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 (イ) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (ウ) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 (エ) (ア)又は(イ)の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） (オ) (ア)～(ウ)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る） (カ) (ア)若しくは(イ)の市町村を含む都道府県又は(ウ)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）
イ 支給対象世帯	上記の自然災害により、 (ア) 住宅が全壊した世帯 (イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

参考：「被災者生活再建支援制度の概要」（内閣府 R2.12）

ウ 支援額

支援金の支給額は、次の「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (支給対象世帯 (ア)に該当)	解体 (支給対象世帯 (イ)に該当)	長期避難 (支給対象世帯 (ウ)に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 (エ)に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

② 千葉県の制度

千葉県の被災者生活再建支援制度の概要

区分	基準内容
ア 対象となる 自然災害	(ア) 被害が発生した連たんする複数の市町村（県外市町村も含む。）の合計人口に応じ、住宅が滅失した世帯数の合計が、災害救助法施行令別表第1に定める数以上である場合 (イ) 千葉県の区域内で住宅が滅失した世帯数が、災害救助法施行令別表第2に定める数以上であって、被害が発生した連たんする複数の市町村（県外市町村も含む。）の合計人口に応じ、住宅が滅失した世帯数の合計が、災害救助法施行令別表第3に定める数以上である場合 (ウ) 被害が発生した連たんする複数の市町村（県外市町村も含む。）において、住宅が全壊した世帯数の合計が10以上である場合
イ 支給対象 世帯	(ア) 住宅が全壊した世帯（全壊世帯） (イ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 (ウ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（半壊等解体世帯） (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

参考：「千葉県地域防災計画 共通編」（R3.3）

ウ 支援額

支援金の支給額は、次の「基礎支援金」と「加算支援金」の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額）

(ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の 被害程度	全壊 (支給対象世帯 (ア)に該当)	大規模半壊 (支給対象世帯 (イ)に該当)	半壊等解体 (支給対象世帯 (ウ)に該当)
支給額	100万円	50万円	100万円

(イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の 再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額 (全壊・解体・ 長期避難・大 規模半壊)	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

③ 支援金支給手続

被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給手続の流れは次のとおりであり、市、千葉県、（財）都道府県会館の三層構造となっている。

ア 申請者は、支給申請書とり災証明書、住民票、預金通帳の写しなどの添付書類を市に提出する。

イ 市は、関係書類を審査し、千葉県に送付する。

ウ 千葉県は、関係書類を審査し、支給事務を委託している（財）都道府県会館（被災者生活再建支援法人）に送付する。

エ （財）都道府県会館は、関係書類を審査の上、支給金額を決定し、申請者の預金口座に支援金を振り込む。

(3) 生業資金の貸付

市は、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金、その他少額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努める。

① 災害援護資金

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

災害援護資金制度の概要

ア 貸付の対象となる被害	(ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合 (イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合 (ウ) 住居が半壊又は全壊・流出した場合																																										
イ 世帯の所得制限	上記アに掲げる被害を受けた世帯について所得制限があり、下表の額以下の場合が対象である。 <table><tr><th>世帯人員</th><th>市民税における前年の総所得金額</th></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額</td></tr></table> ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主	世帯人員	市民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																														
世帯人員	市民税における前年の総所得金額																																										
1人	220万円																																										
2人	430万円																																										
3人	620万円																																										
4人	730万円																																										
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額																																										
ウ 制度の内容	<table><tr><td rowspan="13">貸付限度額</td><td colspan="2">(ア) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td></tr><tr><td>a 家財等の損害がない場合</td><td>150万円</td></tr><tr><td>b 家財の3分の1以上の損害</td><td>250万円</td></tr><tr><td>c 住居の半壊</td><td>270万円</td></tr><tr><td>(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)</td><td>350万円</td></tr><tr><td>d 住居の全壊</td><td>350万円</td></tr><tr><td colspan="2">(イ) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td></tr><tr><td>a 家財の3分の1以上の損害</td><td>150万円</td></tr><tr><td>b 住居の半壊</td><td>170万円</td></tr><tr><td>(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)</td><td>250万円</td></tr><tr><td>c 住居の全壊（dの場合を除く）</td><td>250万円</td></tr><tr><td>(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)</td><td>350万円</td></tr><tr><td>d 住居の全体が滅失若しくは流出</td><td>350万円</td></tr><tr><td>貸付期間</td><td colspan="2">10年（据置期間を含む）</td></tr><tr><td>据置期間</td><td colspan="2">3年（特別の場合5年）</td></tr><tr><td>利子</td><td colspan="2">年3％（据置期間中は無利子）</td></tr><tr><td>保証人</td><td colspan="2">連帯保証人になること</td></tr><tr><td>償還方法</td><td colspan="2">年賦償還又は半年賦償還</td></tr></table>	貸付限度額	(ア) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合		a 家財等の損害がない場合	150万円	b 家財の3分の1以上の損害	250万円	c 住居の半壊	270万円	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	350万円	d 住居の全壊	350万円	(イ) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合		a 家財の3分の1以上の損害	150万円	b 住居の半壊	170万円	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	250万円	c 住居の全壊（dの場合を除く）	250万円	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)	350万円	d 住居の全体が滅失若しくは流出	350万円	貸付期間	10年（据置期間を含む）		据置期間	3年（特別の場合5年）		利子	年3％（据置期間中は無利子）		保証人	連帯保証人になること		償還方法	年賦償還又は半年賦償還	
貸付限度額	(ア) 世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																										
	a 家財等の損害がない場合		150万円																																								
	b 家財の3分の1以上の損害		250万円																																								
	c 住居の半壊		270万円																																								
	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)		350万円																																								
	d 住居の全壊		350万円																																								
	(イ) 世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																										
	a 家財の3分の1以上の損害		150万円																																								
	b 住居の半壊		170万円																																								
	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)		250万円																																								
	c 住居の全壊（dの場合を除く）		250万円																																								
	(但し、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合)		350万円																																								
	d 住居の全体が滅失若しくは流出	350万円																																									
貸付期間	10年（据置期間を含む）																																										
据置期間	3年（特別の場合5年）																																										
利子	年3％（据置期間中は無利子）																																										
保証人	連帯保証人になること																																										
償還方法	年賦償還又は半年賦償還																																										

② 生活福祉資金

金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障がい者（児）や高齢者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図ることのために必要な経費を貸し付けるものである。

生活福祉資金には、「緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用（緊急小口資金）」や「災害を受けたことにより臨時に必要な費用（福祉費（災害援護費））」についての貸付がある。それぞれの貸付限度額等は次のとおりである。

緊急小口資金

対象者	低所得世帯
貸付限度額	一世帯 10 万円以内
措置期間	貸付の日から 2 か月以内
償還期限	据置期間後 12 か月以内
償還方法	月賦
貸付利率	無利子
保証人	不要
申込方法	必要書類等詳細は、社会福祉協議会へ確認すること。

福祉費（災害援護費）

対象者	低所得世帯
貸付限度額	一世帯 150 万円
措置期間	貸付けの日から 6 か月以内
償還期限	据置期間後 7 年以内
償還方法	年賦、半年賦又は月賦
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年 1.5%
保証人	ア 連帯保証人となること イ 原則として借受人と同一市内に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 ウ 生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者
申込方法	民生委員を通じ市社会福祉協議会へ申し込む。 必要書類等詳細は、社会福祉協議会へ確認すること。

※1）大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大や据置期間や償還期間の拡大等の特例措置を実施することがある。

※2）生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

※3）災害援護費については、大規模災害により「災害救助法」が適用された場合、市による「災害援護資金」の貸付が本貸付よりも優先となる。

③ 母子・父子・寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づいて千葉県が

貸付を行うもので、母子家庭や父子家庭、寡婦を対象に、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付ける。

災害により被災した母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対しては、償還金の支払猶予等の特別措置を講じている。

母子・父子・寡婦福祉資金の概要

貸付けの対象者	ア 母子福祉資金（次のいずれかに該当する人が対象） ・配偶者のいない女子で、児童を扶養している者（＝「母子家庭の母」） ・「母子家庭の母」に扶養されている児童 ・母子・父子福祉団体(法人)に扶養されている児童 ・父母のない児童（20歳未満） イ 父子福祉資金（次のいずれかに該当する人が対象） ・配偶者のいない男子で、児童を扶養している者（＝「父子家庭の父」） ・「父子家庭の父」に扶養されている児童 ・母子・父子福祉団体(法人)に扶養されている児童 ・父母のない児童（20歳未満） ウ 寡婦福祉資金（次のいずれかに該当する人が対象） ・配偶者のいない女子で、かつて「母子家庭の母」であった者（＝寡婦） ※扶養している子がない場合は、所得制限あり。 ・配偶者のいない女子で、40歳以上の者（所得制限あり）												
資金の種類	貸付限度額や利率、償還期間は、母子・父子・寡婦福祉資金共通。なお、個別の事情により限度額が加算・制限される場合もある。 <table border="0"> <tr> <td>・修学資金</td><td>・修業資金</td></tr> <tr> <td>・就学支度資金</td><td>・医療介護資金</td></tr> <tr> <td>・事業開始資金</td><td>・生活資金</td></tr> <tr> <td>・事業継続資金</td><td>・住宅資金</td></tr> <tr> <td>・技能習得資金</td><td>・転宅資金</td></tr> <tr> <td>・就職支度資金</td><td>・結婚資金</td></tr> </table>	・修学資金	・修業資金	・就学支度資金	・医療介護資金	・事業開始資金	・生活資金	・事業継続資金	・住宅資金	・技能習得資金	・転宅資金	・就職支度資金	・結婚資金
・修学資金	・修業資金												
・就学支度資金	・医療介護資金												
・事業開始資金	・生活資金												
・事業継続資金	・住宅資金												
・技能習得資金	・転宅資金												
・就職支度資金	・結婚資金												

3 中小企業及び農林業者への支援

(1) 中小企業への融資

千葉県は災害を受けた中小企業への融資とした次の対策を講じている。

- ① 市町村認定枠等
 - ア 融資対象者
 - (ア) 激甚災害により被害を受けた者
 - (イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者
 - イ 融資使途
 - 設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額
 - 1 中小企業者8,000万円以内
 - エ 融資期間
 - 設備資金10年以内、運転資金7年以内
 - オ 融資利率
 - 年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）
- ② 一般枠
 - ア 融資対象者
 - 知事が指定する災害により被害を受けた者
 - イ 融資使途
 - 設備資金、運転資金
 - ウ 融資限度額
 - 1 中小企業者 8,000万円以内
 - エ 融資期間
 - 設備資金 10年以内、運転資金 7年以内
 - オ 融資利率
 - 年1.1%～1.7%（融資期間により異なる。）

(2) 農林業者への融資

市は、被災農林業者に対する経営の安定又は、事業の早期復旧を図るため、君津市農業協同組合等と連携し、次の利活用できる金融の特別措置についての広報・周知を図るものとする。

- ① 天災資金
- ② 県単農業災害対策資金
- ③ （株）日本政策金融公庫資金
- ④ 農業災害補償制度

4 流通機能の回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

(1) 商品の確保

- ① 市は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不足量については、千葉県、関係企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。
- ② 各鉄道、道路、港湾等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

(2) 消費者情報の提供

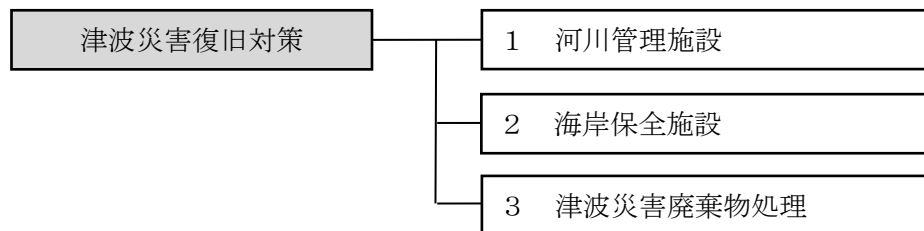
- ① 市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の必要な消費者情報を提供し、消費者の利益を図るとともに、民心の安定を図る。
- ② 市場等の再開
関係各機関は、市場等が速やかに営業を再開されるよう、施設、設備の復旧の指導を行う。

第4節 津波災害復旧対策 《総務部、環境経済部、都市建設部》

各施設の管理者は、管理する施設が津波により、被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

【 体系 】



1 河川管理施設

- (1) 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、市民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (2) 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- (3) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (4) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (5) 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

2 海岸保全施設

- (1) 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの
- (2) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (3) 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

3 津波災害廃棄物処理

市は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。なお、迅速な災害廃棄物処理について、必要に応じ千葉県へ支援の要請を行う。

また、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、周辺の地域住民への影響を防止し、災害廃棄物処理現場における労務災害を防止し、適切な措置等を講ずる。

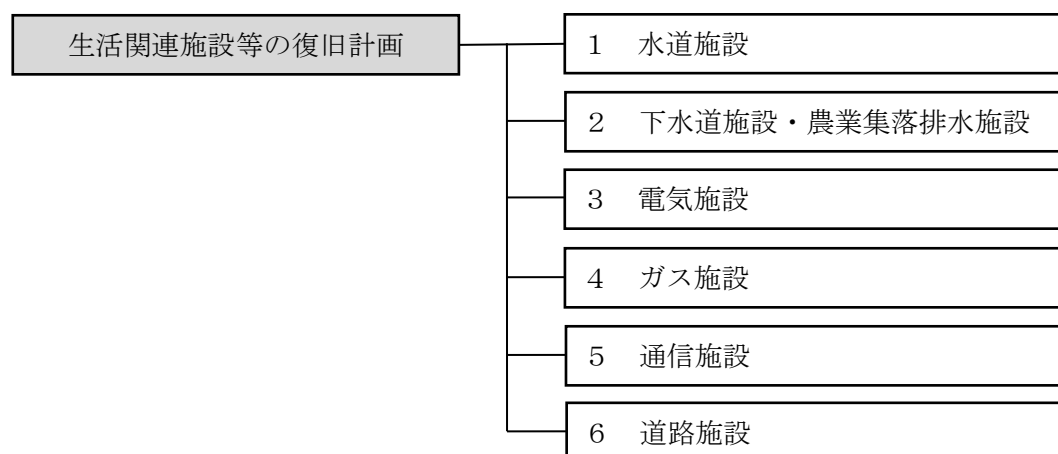
第5節 生活関連施設等の復旧計画《環境経済部、都市建設部、東京電力パワーグリッド（株）、東京ガス（株）、東日本電信電話（株）、かずさ水道広域連合企業団》

上下水道・電気・ガス・通信・道路の各施設は、それぞれ都市生活基盤であり、市民生活及び社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行う。

なお、復旧に当たっては、道路管理者及び関係するライフライン事業者等と工程調整を行い、可能な限り復旧作業の短縮化を図る。

【 体系 】



1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ① 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- ② 施設の耐震化を図る。
- ③ 管路は、多系統化、ブロック化及びグループ化を基本とする。
- ④ 市域の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ① 漏水調査を実施する。
- ② 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
 - ア 漏水の多発している管路は、布設替えを行う。

イ 修理体制を整備し、断水時間の短縮、市民への広報、保安対策に万全を期する。

2 下水道施設・農業集落排水施設

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

3 電気施設

復旧の順位は、原則として、人命に関わる施設、対策の中核である官公署、民心安定のために重要な報道機関、指定避難所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上、復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 火力発電設備

- ① 系統に影響の大きい発電所
- ② 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は、次のとおりである。

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の重要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

(3) 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ③ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ① 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- ② 保守用回線
- ③ 業務用回線

(5) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

4 ガス施設

災害により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、迅速に行う。

(1) 復旧計画の策定

被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、復旧計画を策定する。

救急病院、ごみ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。

(2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近の市民及び関係機関等への広報に努める。

(3) 復旧作業

① 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

② 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

5 通信施設

(1) 電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位に基づき実施する。

重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

(2) 復旧を優先する電気通信サービス

上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

※ 復旧優先サービス

電話サービス（固定系・移動系）

総合デジタル通信サービス

専用サービス（国際・国内通信事業者回線、社内専用線含む）

パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

6 道路施設

道路については、被災後直ちに応急復旧を行うが、当面の応急復旧措置が終わり、社会全般が落ち着きを取戻し、社会経済活動が平常に近い状態になれば本格的な復旧作業が可能となる。これらの施設は、都市基盤の根幹をなすものであり、堅牢な本復旧が必要である。

(1) 道路施設の復旧

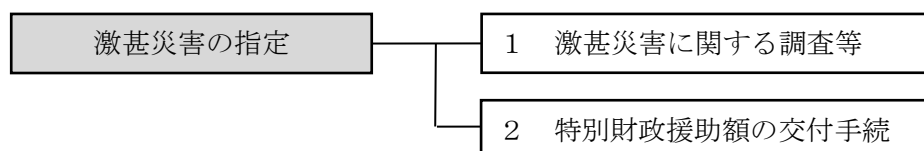
道路管理者は、道路、橋りょう及び道路附属物が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、公共占用物件等の復旧計画と調整の上、被害を受けた施設の復旧を図る。

市が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市道について、市の工事の実施体制等の実情を勘案して、権限代行制度により、県に要請を行う。

第6節 激甚災害の指定 《各部班》

市は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

【 体系 】



1 激甚災害に関する調査等

(1) 激甚災害に関する被害調査・報告

知事は、大規模な地震等が発生した場合、市の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、千葉県の関係各部に必要な調査を指示し、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。

市は、千葉県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

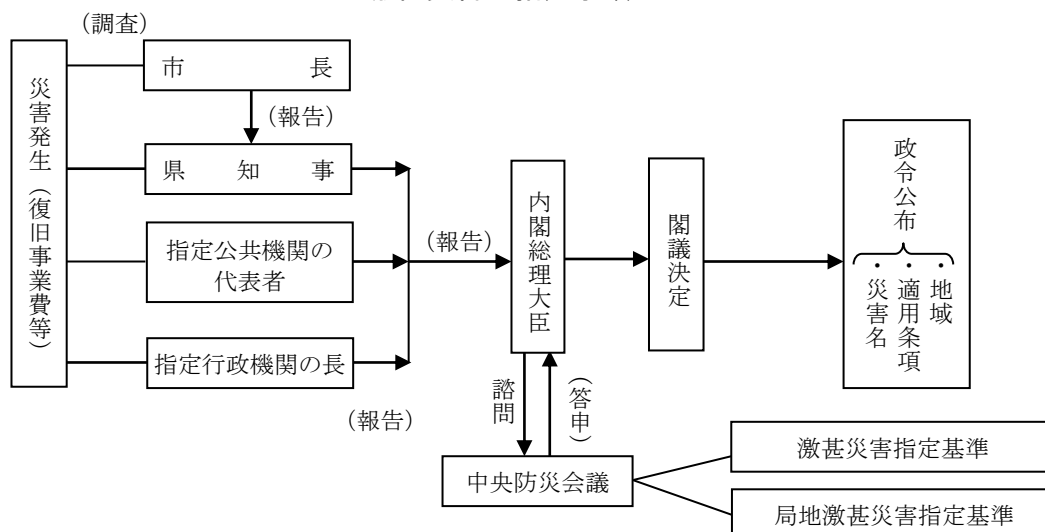
(2) 激甚災害指定の決定

知事は、被害調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断し、政令により指定する。

なお、中央防災会議は、内閣総理大臣に答申するに際し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

激甚災害の指定手順



※局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善について
(平成 29 年 12 月 21 日中央防災会議幹事会決定)

国では、被災自治体等から、復旧・復興に迅速に取り組むため、激甚災害に早期に指定してほしい旨を強く望まれてきたことを受け、速やかに激甚災害の指定ができるよう、手続きの運用改善を平成 29 年 12 月 21 日の中央防災会議幹事会において決定した。

具体的には、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、

- 内閣総理大臣又は防災大臣から関係省庁へ、被災自治体が行う激甚災害指定に必要な調査に対し、国が積極的に支援するように指示
- 関係省庁は、被災自治体の要望に応じて、被災状況調査の支援を行うとともに、調査結果を取りまとめて、概ね 1 週間毎に内閣府へ報告
- 内閣府は、指定基準に達したものから順次、激甚災害の「指定見込み」を公表

等の一連の取組を行うこととしている。

これにより、災害終息後、最速で 1 週間程度経った時点から「指定見込み」を公表することができるようになり、これまで以上に被災自治体等が、財政面での不安がなく、迅速に復旧・復興に取り組めるものと考えている。

2 特別財政援助額の交付手続

(1) 市

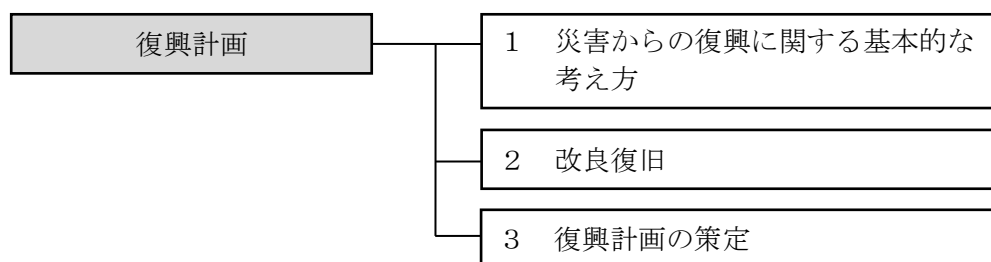
本部長（市長）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

(2) 千葉県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続その他を実施するものとする。

第7節 復興計画 ≪総務部、都市建設部≫

【 体系 】



1 災害からの復興に関する基本的な考え方

大規模な災害により被災した場合、市や国・千葉県等の行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）ということも重要であるが、地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域のすべての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、市民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要となる。

千葉県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

市は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念及び各分野における様々な復興事業に関する研究に努めるものとする。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、市は、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

なお、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達及び人材の広域応援等に関する協定を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行うものとする。

2 改良復旧

市及び関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

被災施設の復旧に当たっては、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。なお、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

3 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

市は、関係機関と調整しながら円滑かつ迅速に復興計画を策定し、計画的に復興を推進する。

また、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについて、できるだけ速やかに市民のコンセンサスを得るように努め、同法第5条に規定されている被災市街地復興推進地域に関する都市計画を定めて、土地区画整理事業等の市街地整備事業の活用により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

(2) 復興都市計画原案等の事前審議制度

復興都市計画原案は、現存する都市計画審議会に諮って推進する。